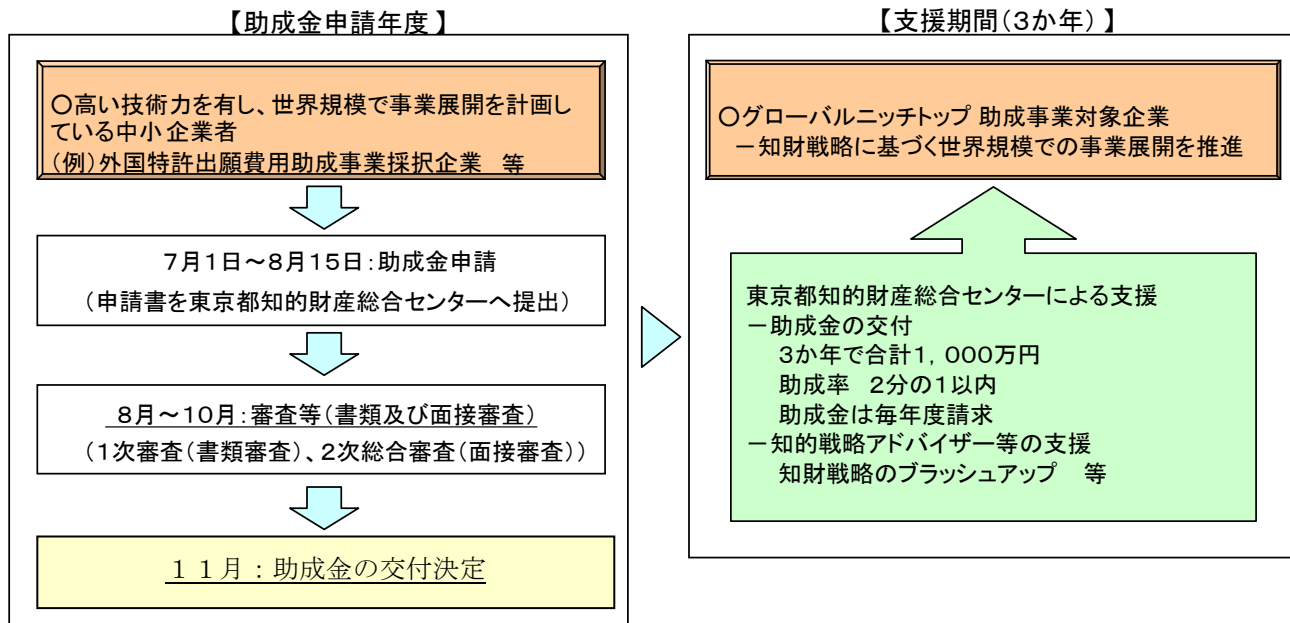


2019年度「グローバルニッチトップ 助成事業」 公募のご案内

1 事業目的等

本助成事業では、世界規模での事業展開が期待できる技術や製品を有する中小企業等に対して、知的財産権の取得等に要する費用を助成し、知財戦略の策定から実施までを継続的かつ強力に支援することで、東京の産業を牽引する企業を創出することを目的としています。

【事業概要】



2 公募受付期間

2019年7月1日(月)～2019年8月15日(木) (土曜・日曜・祝日は除く)

※本助成金の交付を受けようとする方(以下、申請者という。)は、事前に、所定の様式の申請書に必要事項を記入し、東京都知的財産総合センターにご予約のうえ、来所による相談を受けてください。その後、当該申請書に必要書類を添えて、直接来所のうえ、提出してください。

※相談・申請書等は申請者(代表者又は知財担当者)ご本人が直接ご来所ください。

※書類提出は、事前予約制です。提出日時を予約してください。(郵送不可)

※受付期間締切直前(2週間程度)は混雑が予想され、提出日時を予約できない場合がございます。早めにご準備ください。

3 事業内容

(1) 助成対象経費：別添1を参照

(2) 助成対象となる期間：2019年4月1日～2021年12月31日

助成対象期間は年度ごとに3期に分かれます。

2019年度(第1期) 2019年4月1日から2020年3月31日

2020年度(第2期) 2020年4月1日から2021年3月31日

2021年度(第3期) 2021年4月1日から2021年12月31日

各期終了後に実績を確認・検査した上で、助成金を交付します。

(3) 助成率：1／2以内 助成金限度額：1,000万円(3期通算)

(4) 採択予定件数：5件程度

※助成対象となる期間中1社1採択とします。

(5) 助成対象となる出願：外国への出願時に申請者が出願人に含まれる出願

4 申請資格

申請にあたっては、以下の（１）から（13）までの全てに該当していることが必要です。

（１）次の①から③までの要件を全て満たす者。

- ① 以下の事業で、技術や製品が優れたものであると認められ、表彰・助成・支援を受けており、平成２６年４月１日以降平成３１年３月３１日までに必要となる要件を満たしていること。

	事業名	実施 団体	必要となる要件
1	経営革新計画	東京都	・承認され、経営革新計画に基づく製品・サービスが特定できること
2	東京都ベンチャー技術大賞	東京都	大賞、優秀賞、奨励賞又は特別賞を受賞したこと
3	新事業分野開拓者認定・支援事業 (東京都トライアル発注認定制度)	東京都	認定されたこと
4	東京デザインコンペティション事業 (東京ビジネスデザインアワード)	東京都	テーマ賞を受賞したこと
5	受注型中小企業製造業競争力強化支援事業 (窓口：東京都中小企業団体中央会)	東京都	助成額が確定していること（※１）
6	外国特許出願費用助成事業	公社	助成額が確定していること（※１）
7	外国実用新案出願費用助成事業	公社	助成額が確定していること（※１）
8	外国意匠出願費用助成事業	公社	助成額が確定していること（※１）
9	ニューマーケット開拓支援事業	公社	支援対象になったこと
10	事業可能性評価事業	公社	「可能性あり」と評価されたこと
11	新製品・新技術開発助成事業	公社	助成額が確定していること（※１）
12	地域資源活用イノベーション創出助成事業 (地域中小企業応援ファンド)	公社	助成額が確定していること（※１）
13	海外販路開拓支援事業 (海外販路ナビゲータによるハンズオン支援)	公社	支援対象になったこと
14	知財戦略導入支援事業 (ニッチトップ育成支援事業)	公社	修了認定されたこと
15	連携イノベーション促進プログラム助成事業	公社	助成額が確定していること（※１）
16	海外展開技術支援事業	公社	助成額が確定していること（※１）
17	製販一体型新製品開発支援事業 (事業化チャレンジ道場)	公社	修了認定されたこと
18	ものづくりイノベーション企業創出道場 (事業化チャレンジ道場)	公社	修了認定されたこと
19	ものづくり産業基盤強化グループ支援事業	公社	助成額が確定していること（※１）

	事業名	実施 団体	必要となる要件
20	ものづくり企業グループ高度化支援事業	公社	助成額が確定していること（※１）
21	試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成事業 （※２）	公社	助成額が確定していること（※１）
22	先進的防災技術実用化支援事業	公社	助成額が確定していること（※１）
23	世界発信コンペティション（製品・技術（ベンチャー技術）部門、サービス部門）	東京都 公社	大賞、優秀賞、奨励賞又は特別賞を受賞したこと
24	中小企業世界発信プロジェクト2020 マーケットサポート事業	公社	支援対象になったこと
25	伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業	公社	普及促進プロジェクトの支援対象になったこと（※３）
26	次世代イノベーション創出プロジェクト2020 助成事業	公社	助成額が確定していること（※１）
27	女性ベンチャー成長促進事業（APT Women）	東京都	受講生が代表者であること（※４）
28	TOKYOイチョシ応援事業 （地域の魅力を生かした新ビジネス創出事業）	公社	助成額が確定していること（※１）
29	製品改良・規格等適合化支援事業 「規格適合・認証取得のみを除く」	公社	助成額が確定していること（※１）
30	海外販路開拓総合支援事業 （海外販路ナビゲータによるハンズオン支援）	公社	支援対象になったこと

※１ 「助成額が確定している」とは、採択されている（交付決定通知書を受けている）ことではなく、「助成額の確定通知書を受けている」こと。

※２ 試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成事業のうち、顧客ニーズ評価に係るもののみの方は除きます。

※３ 伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業のうち、商品開発プロジェクトのみの方は除きます。

※４ 「受講生が代表者である」とは、受講生が、受講の理由となった事業を行う中小企業の代表者であること。

② ①で認められた技術や製品に係る特許権・実用新案権・意匠権（以下 特許権等）が、国内外のいずれかで、既に権利化されていること。（但し、日本国内で実用新案権を取得している場合は、実用新案技術評価書をご提出ください。）

③ 世界規模（おおむね３か国、地域以上）での事業展開の計画を有しており（※）、その計画に基づき海外での知財の権利取得・維持等を推進しようとしていること。

※計画の実効性を担保するため、下記のいずれかに該当することが必要です。

- ・現地に支店や法人を設置していること（予定も可）
- ・商社や販売代理店等と契約を結んでいること（予定も可）
- ・自社（国内）において、海外への営業部門を有していること（予定も可）

(2) 次の①又は②のいずれかに該当している者。

① 中小企業者（会社及び個人事業者）

中小企業者とは、以下に該当する事業者で、大企業が実質的に経営に参画していない者。

業種	資本金及び従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

(※) 「大企業」とは、前記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者。ただし、次に該当する者は除く。

(ア) 中小企業投資育成株 (イ) 投資事業有限責任組合

(※) 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

② 中小企業団体等

中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる団体であって、その構成員の2分の1以上が東京都内に主たる事務所を有している中小企業者である者。

(3) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者。

(ア) 基準日において、引き続き1年以上東京都内事業所で実質的に事業を行っている者。

(イ) 基準日において、東京都内で創業し引き続く事業期間が1年に満たないが、東京都内事業所で実質的に事業を行っている者。

※ 基準日：2019年4月1日

※ 助成事業の成果を活用し、東京都内で引き続き事業を営む予定であること。

(4) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者。

(ア) 法人の場合は、東京都内に本店若しくは支店登記がされている者であって、登記事項全部証明書及び都税事務所発行の納税証明書（未決算により提出できない場合を除く）により、都内所在等が確認できる者。

(イ) 個人事業者の場合は、都内税務署等に提出した個人事業の開業届出書の写し及び都税事務所発行の納税証明書（未決算又は事業税が非課税につき提出できないものを除く）により、都内所在等が確認できる者。

(5) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業等、公社が公的資金の助成先として適切ではないと判断する業態のものではない者。

(6) 事業税等を滞納していない者。

(7) 他の助成制度等において同一経費で助成を受けていない者。

(8) 過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていな

い者。

- (9) 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていない者。
- (10) 民事再生法又は会社更生法による申し立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在していない者。
- (11) 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を順守している者。
- (12) 過年度において本助成事業の交付決定を既に受けている者は、申請年度において本助成事業を完了、中止又は辞退している者（助成対象となる期間中1社1採択）。
- (13) 過去に東京都知的財産総合センターから助成金の交付を受けているものは、「活用状況報告書」を所定の期日までに提出していること。

※「活用状況報告書」を未提出の方はご相談ください。

※東京都内事業所で実質的に事業を行っているとは、東京都内所在を証するために申請書に添付する登記簿謄本や開業届けに記載された所在地において、単に建物があることだけでなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断されます。

5 応募方法

事前に電話で申請日時を東京都知的財産総合センターにご予約したのち、所定の様式に必要な書類を添えて来所のうえ、提出してください（郵送不可）。

(1) 提出書類

① グローバルニッチトップ助成金交付申請書（第1号様式）

提出部数 3部（正1部・副2部）

(※) 申請書は東京都知的財産総合センターのホームページよりダウンロードして作成してください。URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>

② 添付書類…別添2、3のとおり

(2) 提出場所：東京都知的財産総合センター

（東京都台東区台東1-3-5反町商事ビル1階）

(3) 受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00（土曜・日曜・祝日は除く）

(4) 留意事項

- ・申請書は、A4サイズ・片面記載で、クリップ止めをしてください。
- ・添付書類は、原則としてA4サイズとしてください（両面記載可、ホチキス止め可）。
- ・提出いただいた申請書及び添付書類は、採択の可否に関わらず返却いたしませんので、ご了承ください。

6 審査

(1) 審査について

提出いただいた書類に基づき書類審査を行います。一次審査（書類審査）を通過した申請者に対し、総合審査（面接審査）を行い、助成事業者を決定します。日程等については、別途お知らせします。

①一次審査（書類審査）

申請書類により、以下の視点で審査を行います。

ア 資格審査

申請資格を満たしていること

イ 経理審査

申請事業計画を行うための財務基盤が健全であること

ウ 事業審査

(ア) 技術・製品の卓越性・将来性

(イ) 事業戦略の妥当性・実現性

(ウ) 知財戦略の妥当性・実現性

※必要に応じて申請企業を訪問し、申請内容や事業活動、経営状況等についてヒアリングをさせていただく場合があります。

②総合審査（面接審査）※書類審査を通過した方のみ

面接形式による審査を行い、総合的な観点から助成事業者を決定します。

(2) 審査結果について

審査結果は書面にてお知らせします（1 1 月頃を予定）。審査の結果、不採択となることがあります。なお、不採択の理由等は一切お答えしておりません。

(3) 交付決定について

- ・助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。
- ・採択の際に通知する助成金額は、助成金交付金額の上限を示すものであり、事業完了後に助成金の額が確定します（交付予定額から減額されることがあります）。

7 助成対象者に決定された後の注意事項

(1) 各期の資金計画書について

交付決定後速やかに期別（年度別）の資金計画書を提出していただきます。

(2) 実績報告について

各期終了後、原則として1 4 日以内に実績報告書に必要書類を添付して提出していただきます。

完了検査後、助成内容に適合すると認められた経費について、上記の助成率に応じて助成金を交付します。

(3) 帳票類の保管・整備について

実績報告に添付する必要書類として、助成事業に係る経費の確認のために、次の証拠書類の写しを提出していただきます。

①見積書

②契約書（注文書・注文請書）

③相手国への直接出願又は相手国への国内段階への移行が完了したことが分かる書類（出願番号が記載された国内弁理士及び相手国代理人からの完了報告書、相手国特許庁等へ提出した出願書類一式、相手国特許庁等からの出願番号通知等）

④相手国へ提出した翻訳文及び図面

⑤国内弁理士及び相手国代理人からの請求書

⑥振込控え（通帳、当座勘定照合表等、決済の確認が可能なもの）

⑦相手国代理人への送金額及び為替レートの分かる書類（海外送金計算書等）

⑧その他必要と認められる書類

これらの書類には、申請者が代理人に業務を依頼したこと・その代理人が業務を遂行したこと・申請者がその代理人に対価を支払ったことがわかるように発信者名及び受信者名

が記載されていることが必要です。

また、完了検査において原本を確認しますので、上記書類の保管・整備が必要となります。

(4) 経費の支払方法について

助成事業に係る経費の支払いは、金融機関からの振込払いを原則とします。

(5) アドバイザーによる支援について

海外出願や侵害対応等に通じた専門のアドバイザーが貴社を訪問し、現在の進捗や今後の侵害対応方針について相談に応じます。その他、知財戦略のブラッシュアップを行うなど貴社に密着した支援を実施します。

(6) その他

必要に応じて、東京都中小企業振興公社の海外展開相談等経営支援メニューをご利用いただけます。

8 助成事業完了後の注意事項

(1) 活用状況報告書の提出

助成事業が完了した年度の翌年度から5年間、知的財産権の取得・維持・活用等の状況について、活用状況報告書を提出していただきます。

(2) 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳簿類は助成事業が完了した年度から起算して5年間、保存していただきます。

(3) 権利譲渡の制限

助成事業完了後から起算して5年以内に、助成事業により取得した権利を譲渡しようとするときは、権利譲渡承認申請書を提出し、公社理事長の承認を受け、当該財産に係る助成金に相当する額を公社に返納していただく場合があります。

9 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者が次のいずれかに該当した場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、助成金が既に交付されている場合は、期間を定めて返還していただきます。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 実績報告書の提出期限を大幅に超過し、公社からの催告に応じず、提出される見込みがない場合。

(4) 他の助成制度等において同一経費で助成を受けていたとき。

(5) 助成金の交付決定の内容、これに付した条件、又は法令の規定等に違反したとき。

(6) 公序良俗に反する行為又は反社会的・反経済的行為があると認められるとき。

(7) 助成事業者又は助成事業に関わる者（共同開発者、共同出願者等）が暴力団等に該当するに至ったとき。

10 知的財産に関する無料相談について

東京都知的財産総合センターでは、当該助成申請の有無に関わらず、中小企業の皆様からの知的財産全般に関する相談に応じておりますので、ぜひお気軽にご利用ください【無料・予約

制】。

【問い合わせ先】 東京都知的財産総合センター
電話：03-3832-3656／F A X：03-3832-3659
E-mail：chizai@tokyo-kosha.or.jp

(別添 1)

【助成対象経費】

以下 (1) ~ (4) の条件全てに適合する経費で「助成対象経費一覧」に掲げる経費

- (1) 助成対象者として決定を受けた事業を実施するための経費
- (2) 2019年4月1日から2021年12月31日までに契約、実施、支払いが完了した経費
- (3) 助成対象の確認が可能であり、本助成事業に係るものとして明確に区分できる経費
- (4) 助成対象で得たものの所有権が助成事業者に帰属すること。

助成対象経費一覧

経費分類	経費区分	具体的費用
権利取得等費用 (外国での権利取得・維持に関する費用。周辺・改良技術等に関するものを含む)	特許	出願料、特許料、審査・審判請求料、翻訳費用、代理人費用(国内・現地)、中間処理費用(意見書・補正書作成費用)
	意匠	出願料、登録料、審査・審判請求料、翻訳費用、代理人費用(国内・現地)、中間処理費用(意見書・補正書作成費用)
	商標	出願料、登録料、審査・審判請求料、翻訳費用、代理人費用(国内・現地)、中間処理費用(意見書・補正書作成費用)
	実用新案	出願料、登録料、審査・審判請求料、翻訳費用、代理人費用(国内・現地)、中間処理費用(意見書・補正書作成費用)
	著作権	登録料、代理人費用(国内・国外)
知財トラブル対策費用 (訴訟に要する費用は対象外)	紛争に備える費用	訴訟保険加入費用(知財訴訟特約事項に限る)
	侵害調査費用	他社特許の無効調査に関する代理人費用(国内・現地)、鑑定費用、専門家意見書・見解書作成費用
	現地展示会での模倣対策費用	模倣品の撤去に要する代理人への委託費用(調査に要する費用を含む)
	税関での模倣品・海賊版差止費用	申請に関する代理人費用(国内・現地)
先行調査費用	他社知財調査費用	代理人費用(国内・現地)

【助成対象外経費の例】

対象外経費	○ 国内消費税 ○ その他該当製品・技術等に係る、外国での権利取得・維持(周辺・改良技術等に関するものを含む)、知財トラブル対策、先行調査に直接関係しない費用
-------	--

(別添 2)

【助成金交付申請書に添付する書類】(1～8は必須、9以降は該当する場合に提出)

	添 付 書 類	部数
法人	1 基礎となる特許権等の登録原簿又はそれに該当する資料の写し	各 3 部 (正 1 部・副 2 部の申請書に 1 部ずつ添付すること)
	2 基礎となる特許権等の掲載公報	
	3 製品・技術のパンフレット等補足資料	
	4 外国出願依頼書及び外国出願書類(既に外国出願している場合)の写し	
	5 国内及び現地代理人費用、調査費用、翻訳料等の代理人作成の見積書の写し〔注 6 参照〕	
	6 国際調査報告書・見解書(PCT 出願の場合)の写し	
	7 国際調査報告書に記載された X, Y 文献の写し〔注 7 参照〕	
	8 国際予備審査報告書(PCT 出願で審査を請求している場合)の写し	
	9 その他理事長が必要とする資料	
	10 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(発行 3 か月以内のもの)	各 1 部
	11 法人事業税及び法人住民税の納税証明書(都税事務所発行)(直近のもの)業歴が 1 年未満の場合は、受付押印のある法人設立・設置届出書控えの写し(都税事務所発行)〔注 5 参照〕	
	12 確定申告書の写し(税務署へ提出した直近 2 期分の「確定申告書全ての写し(別表一～一六、決算書および勘定科目明細を含む全て)」)。創業 2 年未満の法人は直近 1 期分。未決算企業は代表者の直近の「源泉徴収票」と資金繰り表(書式自由)又は試算表)	
	13 社歴(経歴)書〔会社概要でも可〕	
	14 東京都等が実施する事業で、技術や製品が優れたものであると認められ、表彰・助成・支援を受けたことを証する書面の写し(別添 3 参照)	
	15 親会社が中小企業であることを証する書類(申請者が子会社の場合)	
個人事業主	1 基礎となる特許権等の登録原簿又はそれに該当する資料の写し	各 3 部 (正 1 部・副 2 部の申請書に 1 部ずつ添付すること)
	2 基礎となる特許権等の掲載公報	
	3 製品・技術のパンフレット等補足資料	
	4 外国出願依頼書及び外国出願書類(既に外国出願している場合)の写し	
	5 国内及び現地代理人費用、調査費用、翻訳料等の代理人作成の見積書の写し〔注 6 参照〕	
	6 国際調査報告書・見解書(PCT 出願の場合)の写し	
	7 国際調査報告書に記載された X, Y 文献の写し〔注 7 参照〕	
	8 国際予備審査報告書(PCT 出願で審査を請求している場合)の写し	
	9 その他理事長が必要とする資料	
	10 住民票の写し(発行 3 か月以内のもの)	各 1 部
	11 受付押印のある個人事業の開業届出書控えの写し(都税事務所発行)〔注 5 参照〕	
	12 個人事業税の納税証明書(直近のもの)(個人事業税を課税されない場合は、所得税又は住民税の納税証明書)	
	13 確定申告書「収支内訳書又は青色申告決算書(貸借対照表を含む)」の写し(直近から 2 営業期間分)	
	14 経歴書	
	15 東京都等が実施する既存事業で、技術や製品が優れたものであると認められ、表彰・助成・支援を受けていることを証明する資料(別添 3 参照)	

(注 1) 事業協同組合等の団体は①定款、②組合員名簿を別途添付してください。

(注 2) 添付書類の中に、日本語又は英語以外の言語がある場合は、日本語の翻訳文をあわせて提出してください。

(注 3) 共同出願の場合は、権利の持分及び外国出願の費用負担割合が記載された共同出願契

約書（案でも可）の写しを3部添付してください。

（注4） 法人事業税及び法人住民税の納税証明書（都税）については、都税事務所から交付を受けてください。

都税事務所一覧掲載サイト <http://www.tax.metro.tokyo.jp/jimusho/index.html>

（注5） 受付押印のある法人設立・設置届出書控えあるいは個人事業の開業届出書控えを紛失した場合、都税事務所で提出済証明を受けてください。

（注6） 見積書として、少なくとも次の事項が記載されたものを添付してください。

①宛先（申請者名）

②作成者名及び押印（外国の代理人の場合は押印に代えて自筆署名でも可）

③作成日

④出願相手国の代理人手数料（翻訳料を含む場合はその旨を明記すること）

⑤国内の弁理士手数料

⑥翻訳料（④に含まれない場合）

⑦消費税

（注7） X、Y文献とは、国際調査報告書の「C. 関連すると認められる文献」欄の引用文献のカテゴリーとして「X」又は「Y」が記載されている文献をいいます（外国語文献の場合、日本語の翻訳文は不要です）。X、Y文献が無い場合は引用文献の添付は不要です。

(別添 3)

【表彰・助成・支援を受けたことを証する書面の写しについて】

	事業名	支援を受けたことを証する書面（写）
1	経営革新計画	①「経営革新計画に係る承認について」及び②承認された内容が確認できる資料 (経営革新計画申請書の2頁ほか)
2	東京都ベンチャー技術大賞	表彰状
3	新事業分野開拓者認定・支援事業 (東京都トライアル発注認定制度)	認定書
4	東京デザインコンペティション事業 (東京ビジネスデザインアワード)	テーマ賞の「受賞決定通知書」
5	受注型中小企業製造業競争力強化支援事業	①交付決定通知書及び②助成金確定通知書 ※①・②とも事業が2期に亘る場合は2期目のもの
6	外国特許出願費用助成事業	助成金確定通知書
7	外国実用新案出願費用助成事業	①助成金確定通知書 ②日本国内で実用新案権を取得している場合は、実用新案技術評価書
8	外国意匠出願費用助成事業	助成金確定通知書
9	ニューマーケット開拓支援事業	①支援対象製品等選定審査会審査結果報告又は②中小企業開発製品・技術情報 (事業様式による「カタログ」。カラーのもの)
10	事業可能性評価事業	事業可能性評価結果報告書
11	新製品・新技術開発助成事業	助成金確定通知書
12	地域資源活用イノベーション創出助成事業 (地域中小企業応援ファンド)	助成金確定通知書
13	海外販路開拓支援事業 (海外販路ナビゲータによるハンズオン支援)	①支援対象商品選定審査会審査結果報告又は②中小企業開発製品・技術情報 (事業様式による「カタログ」。カラーのもの)
14	知財戦略導入支援事業 (ニッチトップ育成支援事業)	修了証書
15	連携イノベーション促進プログラム助成事業	助成金確定通知書
16	海外展開技術支援事業	助成金確定通知書
17	製販一体型新製品開発支援事業 (事業化チャレンジ道場)	①「売れる製品開発道場」の修了証書及び②最終プレゼンテーション資料

	事業名	支援を受けたことを証する書面（写）
18	ものづくりイノベーション企業創出道場 （事業化チャレンジ道場）	①「売れる製品開発道場」の修了証書及び②最終プレゼンテーション資料
19	ものづくり産業基盤強化グループ支援事業	助成金確定通知書
20	ものづくり企業グループ高度化支援事業	助成金確定通知書
21	試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成事業	助成金確定通知書
22	先進的防災技術実用化支援事業	助成金確定通知書
23	世界発信コンペティション	表彰状
24	中小企業世界発信プロジェクト 2020 マーケットサポート事業	①支援対象製品選定審査会の審査結果又は②中小企業開発製品・技術情報 （事業様式による「カタログ」。カラーのもの）
25	伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業	普及促進プロジェクト審査結果通知
26	次世代イノベーション創出プロジェクト 2020 助成事業	助成金確定通知書
27	女性ベンチャー成長促進事業 (APT Women)	APT Women 公式HP「プログラム参加者」欄等にて、 参加が確認できること。
28	TOKYOイチオシ応援事業 （地域の魅力を生かした新ビジネス創出事業）	助成金確定通知書
29	製品改良・規格等適合化支援事業 「規格適合・認証取得のみを除く」	助成金確定通知書
30	海外展開総合支援事業 （海外販路ナビゲータによるハンズオン支援）	①支援対象商品選定審査会審査結果報告又は②中小企業開発製品・技術情報 （事業様式による「カタログ」。カラーのもの）